申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>指定の更新</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市指定下水道工事店規則第６条
　指定工事店が、前条に規定する指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、その満了の日の２か月前までに第４条第１項に規定する新座市指定下水道工事店指定申請書に同条第２項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類にあっては、市長が、その必要がないと認めるものはこれを省略できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>インフラ整備部下水道課排水設備係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>　新座市指定下水道工事店規則において指定要件、責任技術者の専属等、欠格条項判断基準が明確に示されているため、審査基準の設定は不要である。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成２７年４月１日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　６０日以内</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>